

下関市立大学特別聴講学生の受入れに関する規程

平成 20 年 2 月 5 日

規 程 第 4 号

改正 平成 23 年 12 月 12 日規程第 26 号
平成 27 年 3 月 17 日規程第 27 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 39 号
令和 2 年 5 月 29 日規程第 44 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 17 号
令和 4 年 2 月 18 日規程第 6 号
令和 5 年 2 月 27 日規程第 8 号
令和 6 年 2 月 28 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 47 条及び下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 36 条の規定に基づく特別聴講学生の受入れに関して必要な事項を定めるものとする。

(特別聴講学生の資格)

第 2 条 学部の特別聴講学生となることができる者は、他の大学又は短期大学（以下「他大学」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学の長が推薦するものとする。

2 大学院の特別聴講学生となることができる者は、他の大学院（以下「他大学院」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学院の長が推薦するものとする。

(履修の開始時期及び期間)

第 3 条 特別聴講学生の履修の開始時期は、学期の始めとする。

2 特別聴講学生の履修期間は 1 学期を単位とし、1 年を超えないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、履修の開始時期及び期間について前条の協議（以下「大学間協議」という。）により別に定めをした場合は、当該大学間協議の定めるところによる。

(履修の申請)

第 4 条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者は、下関市立大学特別聴講学生申請書類を他大学又は他大学院の長を通じて本学の学長に提出しなければならない。

(受入れの許可)

第 5 条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者の所属する他大学又は他大学院が外国にあるときは、前条の規定による履修の申請を行う前に、本学より受入れの許可を受けなければならないものとする。

2 前項の受入れの許可を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 下関市立大学特別聴講学生願書
- (2) 履歴書
- (3) 所属する他大学又は他大学院の在学証明書
- (4) 推薦状
- (5) 所属する他大学又は他大学院の学業成績証明書
- (6) 本国その他これに代わる公的機関により発行された本人の身分を証明する書面
- (7) 日本語能力を示す書類
- (8) 学習計画
- (9) 健康診断書
- (10) その他学長が必要と認めるもの

3 前項の規定により書類が提出されたときは、学長は、国際交流センター運営会議の審議を経て、受入れを許可する。

4 学長は、前項の規定による受入れの許可を決定したときは、許可書を交付する。
(履修科目)

第6条 特別聴講生として履修の申請をすることができる授業科目は、あらかじめ本学が指定した科目とする。

(単位認定)

第7条 特別聴講学生の単位認定は、学則第28条及び大学院学則第19条の規定による。

2 単位認定を行った授業科目については、その結果を当該学生が所属する他大学又は他大学院の長に送付する。

3 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者の所属する他大学又は他大学院が外国にあるときは、単位の認定を受けた授業科目については、単位修得証明書を交付する。

(聴講料)

第8条 特別聴講学生は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。ただし、大学間協議により特別の定めがなされている場合は、この限りではない。

(許可の取消し)

第9条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、他大学又は他大学院の長と協議の上、受入れの許可及び履修の許可を取消することができる。この場合において、特別聴講学生を推薦した他大学又は他大学院が外国にある場合は、あらかじめ国際交流センター運営会議の審議を経るものとする。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があ

ると認められたとき。

(3) その他学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月5日から施行する。

附 則 (平成23年12月12日規程第26号)

この規程は、平成23年12月12日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規程第27号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第39号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この規程による改正後の第6条の規定にかかわらず、下関市立大学学則の一部を改正する規則(平成27年規則第3号)による改正前の下関市立大学学則別表及び下関市立大学大学院学則の一部を改正する規則(平成26年規則第4号)による改正前の下関市立大学大学院学則別表に定める科目のうち、開講されている授業科目については、同条に定める授業科目に相当するものに限り、これらの履修を申請することができるものとする。

附 則 (令和2年5月29日規程第44号)

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第17号)

この規程は、令和3年2月24日から施行する。ただし、第6条(同条第2項各号列記以外の部分を除く。)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日規程第6号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この規程による改正後の第6条の規定にかかわらず、下関市立大学履修規程の一部を改正する規程(令和5年規程第3号)による改正前の下関市立大学履修規程別表及び下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の一部を改正する規

程（令和5年規程第1号）による改正前の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程別表に定める科目のうち、開講されている授業科目については、同条に定める授業科目に相当するものに限り、これらの履修を申請することができるものとする。

附 則（令和6年2月28日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。